

第五次長野市男女共同参画基本計画書骨子(案)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を図り、もって男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ、共に責任を担うため、市、市民及び事業者等が力を合わせ、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

平成15年4月に制定しました「長野市男女共同参画推進条例」に基づき、「長野市男女共同参画基本計画」を第四次まで策定を重ね、男女共同参画社会の実現に向け様々な施策を推進してまいりました。

特に、「第四次長野市男女共同参画基本計画（以下、「第四次基本計画」という。）」では、少子高齢化の進行による人口減少社会への突入やグローバル化、刻々と変化する社会経済情勢への対応など、男女共同参画を取り巻く環境が多様化する社会において、働いている、今後働こうとする女性への取組が緊急かつ重要な課題であると位置付け、女性活躍にかかる取組を推進してまいりましたが、社会で女性の力が十分に発揮されているとは言い難く、性別にまつわる格差や不平等、困難の解消には未だに至っておりません。

さらに、少子高齢化の進行による人口減少社会への突入やグローバル化の進展や、絶え間ない技術革新等により刻々と変化する社会経済情勢への対応など、男女共同参画をめぐる課題は多様化しています。

「第五次長野市男女共同参画基本計画（以下、「第五次基本計画」という。）」は、これらの状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、女性活躍をより一層推進するとともに、様々な課題に対して効果的な施策を展開していくため、取組の方向性を示すことを目的に策定するものです。

2 計画の基本理念

「長野市男女共同参画推進条例」第3条に規定している以下に掲げる5つの事項を基本理念とします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

(5) 国際社会の動向への配慮

3 計画の位置付け

第五次基本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「長野市男女共同参画推進条例」第11条に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する基本計画であり、「第五次長野市総合計画」の個別計画として策定します。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）に基づく市町村基本計画」を包含します。

4 計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2027）年度までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第2章 男女共同参画・女性活躍を取り巻く状況

1 国際社会及び国、県の動向

(1) 国際社会の動向

(2) 国の動向

(3) 県の動向

2 長野市の状況

(1) 人口・世帯の状況

(2) 働く女性の状況

(3) 市民意識と実態調査結果の概要

(4) 本市の動向

3 第四次基本計画の評価(評価指標の達成状況)

第3章 計画の全体像

1 計画の基本方針

第五次基本計画では、本市の現状、国や国際的な動向、社会経済情勢の変化などを踏まえ、計画期間内に集中的かつ重点的に取り組むための4つの基本方針を示し、それぞれの基本方針に沿った主要・個別課題及び具体的施策を掲げて集中的に取り組めます。

- (1) 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- (2) 男女の人権が尊重され、多様な人々が尊厳をもって生活できる社会
- (3) 仕事と家庭生活等の調和が図られ、すべての市民が充実した暮らしを実現できる社会
- (4) あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り入れた、活力ある持続可能な社会

2 本市が目指すべき姿

すべての人の人権が尊重されるまちづくりと男女共同参画・女性活躍社会の実現

だれもが健やかで自分らしさを発揮しながら、人がつながり、互いに支え合う中で、いきいきと暮らすことができるまち「ながの」を目指し、「すべての人の人権が尊重されるまちづくりと男女共同参画・女性活躍の推進」に取り組み、あらゆる人々に男女共同参画意識の醸成を図ります。

3 重点目標

(1) あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり

将来にわたって活力ある長野市を築いていくためには、あらゆる分野における方針の立案及び決定過程に男女が社会の対等な構成員として参画し、その個性と能力を十分に発揮することが重要です。

本市自らが率先して女性登用等に積極的に取り組むとともに、国・県と連携して企業や地域団体などに働き掛けを行い、様々な分野で女性はその持てる能力を発揮し、活躍できるよう取組を進めていく必要があります。

地域づくりの協働のパートナーである住民自治協議会をはじめ地域団体とも連携を図り、地域のあらゆる場で活動している女性が中心的な役割を果たしていただけるよう支援します。

また、一人ひとりが性別にかかわらず、遣り甲斐や充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランス推進へ

の取組は、男女共同参画社会の形成に重要な役割を担っています。多様な選択肢を可能とする柔軟で多様な働き方を実現し、働く場における女性の活躍や男性の家庭生活への積極的な参画の促進を図ります。

(2) 安心・安全に暮らせる社会づくり

DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、性暴力等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害で、男女共同参画の推進を阻む要因であり、その被害者の多くは女性です。誰もが安心して暮らせる社会を目指すためには、あらゆる暴力を根絶するとともに、国籍や年齢、性の違い、障害の有無などに関わらず、すべての人権が尊重され、多様性を認め合うことが重要です。

配偶者からの暴力根絶のための啓発や被害者への相談や必要な支援等に取り組むとともに、DV等は人権侵害行為であるとの理解を深め、学校・企業・地域等あらゆる場面で暴力を許さないという意識を醸成していく取組を促進します。

また、ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援など、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行うとともに、高齢者、障害者、外国人市民、性的マイノリティなど、生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らすことができる環境の整備や多様性を認め合う社会の実現を目指します。

さらに、男女が互いの性への理解を深め、尊重しながら、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた健康づくりへの支援の充実を図ります。特に女性は、妊娠や出産のための身体的な特性から、男性とは異なる健康上の問題に直面しやすく、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康確保に留意した取組を行います。

(3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女が互いの人権を尊重し合い、自らの意志によって社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できるようにすること、そして多様な生き方を互いに尊重することが求められています。

社会全体に固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在し、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じているとの指摘があることから、幼少期から若年層に向けた性別にとらわれないキャリア形成への意識の醸成を図るとともに、子育て世代や中高年を対象に、それぞれのライフステージに応じた男女共同参画に対する意識啓発を促進します。

また、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、持続可能な開発目標（SDGs）では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、全ての国々が取り組む目標とされていることから、国・国際社会の動向に注視しつつ、本市が取り組むべきSDGsの視点を踏まえた取組を進めます。

4 計画体系図

男女共同参画社会の実現

主要課題1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり

関連するSDGs



個別課題1 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- (1) 審議会委員等への女性の参画の拡大
- (2) 市役所における女性職員の職域拡大と管理職への登用
- (3) 男女がともに働きやすい職場環境の整備促進

個別課題2 地域活動等における男女共同参画の推進

- (4) 住民自治協議会、区、自治会等への女性の参画の促進
- (5) 地域防災・復興における女性の参画拡大
- (6) 女性の社会活動への参画促進

個別課題3 働く場等における女性活躍の推進【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

- (7) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保
- (8) 女性活躍推進法に基づく事業所の取組支援
- (9) 働く場におけるハラスメントの防止
- (10) 女性の就労支援
- (11) 女性の起業支援
- (12) 農業や自営業等における男女共同参画の推進
- (13) 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進

個別課題4 仕事と生活の調和の促進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

(14)職業生活と家事や育児、介護等の家庭生活との両立に向けた環境づくり

(15)男女がともに働きやすい職場環境の整備促進

(16)男性の育児休業の取得の促進

(17)男性にとっての男女共同参画の推進

(18)子育てや介護等の支援の充実

(19)企業における公共調達等インセンティブの付与

主要課題2 安心・安全に暮らせる社会づくり

関連するSDGs



個別課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶 【DV防止法に基づく市町村基本計画】

(20)女性に対するあらゆる暴力根絶のための広報、啓発の推進

(21)DV被害者に対する相談体制の整備、充実

個別課題6 困難を抱える女性が安心して暮らせる支援と多様な性の尊重

(22)ひとり親家庭への支援

(23)高齢者・外国籍・障害者への支援

(24)性の多様性の理解促進

個別課題7 生涯を通じた女性の健康支援

(25)女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり

(26)妊娠・出産期を中心とする健康の保持増進のための支援

(27)更年期、高齢期の健康の保持増進のための支援

主要課題3
男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

関連するSDGs



個別課題8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

(28)男女共同参画、女性活躍推進のための意識啓発(固定的

(29)男女共同参画センターにおける取組の推進

(30)子どもころからの男女共同参画を推進する教育の充実

(31)男女共同参画、女性活躍に関する調査・研究

(32)国、県、他自治体、関係団体との連携



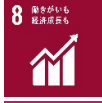


(33)中立的社会制度の確立と慣行の見直し

(34)法律等の周知及び情報の提供

(35)国際社会の動向への理解の促進

5 主要課題、個別課題及び具体的施策

主要課題1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり

関連するSDGs		教育	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
		ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
		経済成長と雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
		不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する
		実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

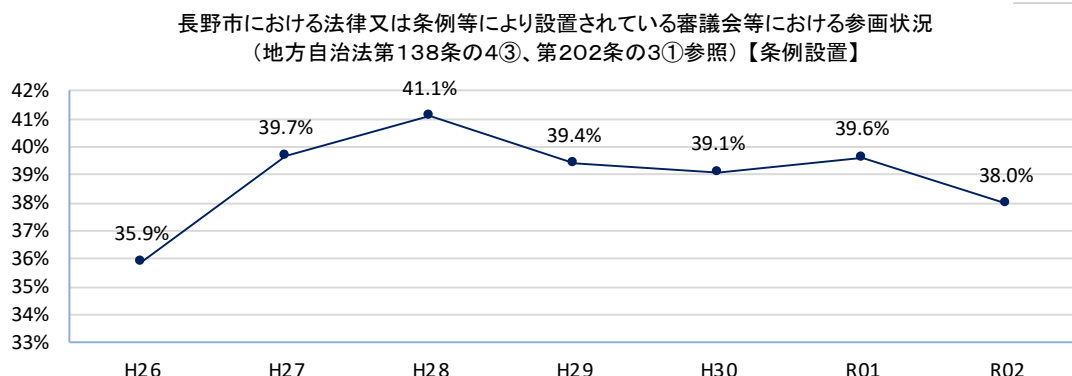
個別課題1 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【目標と方向性】

- 将来にわたって活力ある長野市を築いていくためには、あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定過程に男女が社会の対等な構成員として参画し、その個性と能力を十分に発揮することが重要です。
- 本市における審議会（附属機関及び懇談会）等の女性委員の参画率向上に向けて、審議会等の透明性・効率性を高めるとともに、女性委員の参画率目標値達成に向けた働きかけを行います。
- 市役所において、女性職員の登用・キャリア形成等に積極的に取り組み、多様な人材を活用し、多様な視点や考え方を市政に活かすことは、様々な立場を考慮しながら、持続可能な社会の実現に向けた政策等の立案・実施が可能となります。
- 行政自らが率先して市役所における女性活躍・男女共同参画及び働き方改革を進め、女性のキャリア形成支援や責任職への登用、男性の育休取得推進等への取組の促進等、男女が共に働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

【現状と課題】

(ア) 審議会等における女性委員の割合は、「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」の制定以来着実に推移しており、目標値40%に対し、令和2(2020)年度は38.0%となっています。

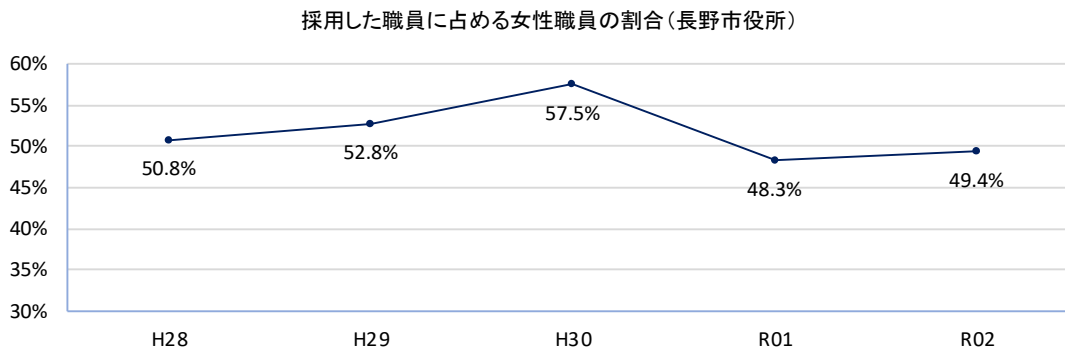


(イ) 女性が少ない分野における審議会等の女性参画は進んでいません。

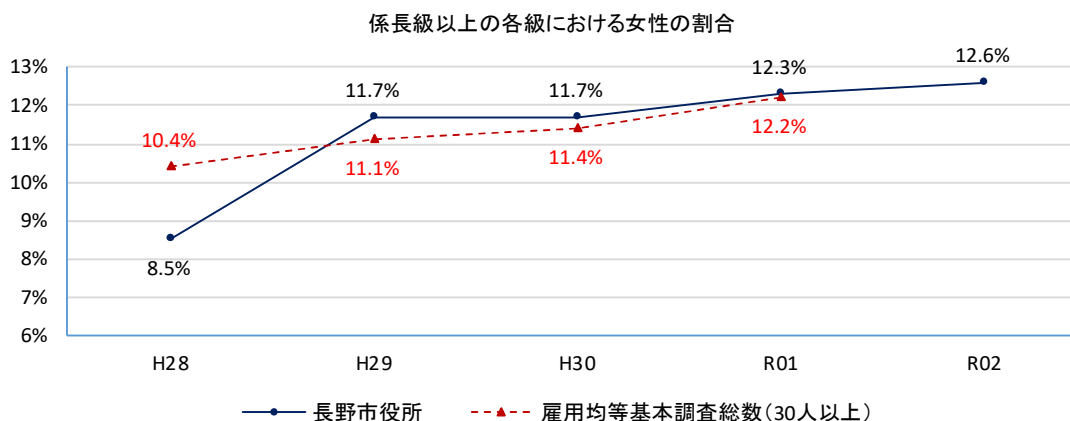
(主な未達成理由)

- ・関係団体(推薦母体)から、女性の推薦が少なかった(無かった)ため。
- ・有識者から専門とする分野を考慮して選定し推薦していただいているため。
- ・公募委員を募集した結果、応募者が男性だったため。

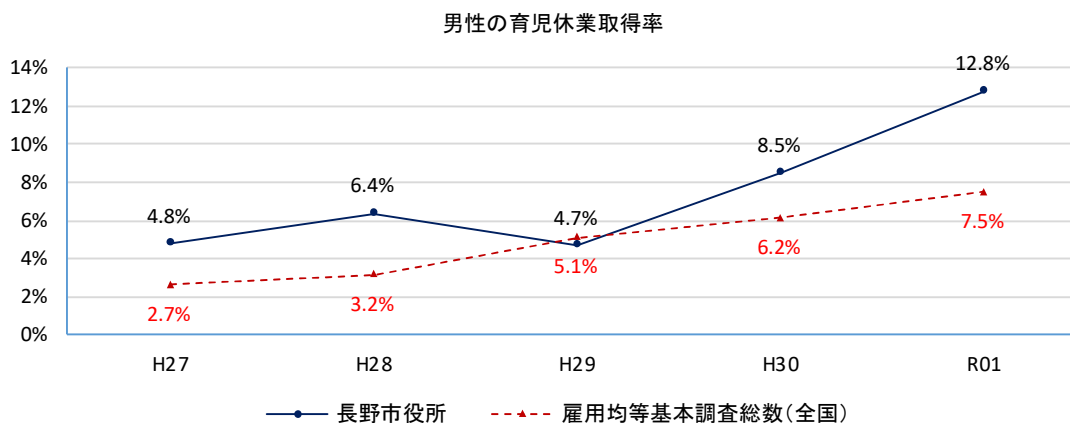
(ウ) 新規採用職員に占める女性割合は、概ね50%で推移しています。



(エ) 女性責任職(係長級以上)の割合は概ね12%で推移しています。



(オ) 男性職員の育休取得率は、民間企業と比較すると高い水準となっておりますが、さらなる積極的な育児参画の支援が必要です。



基本施策	(1) 審議会委員等への女性の参画の拡大
基本施策	(2) 市役所における女性職員の職域拡大と管理職への登用
基本施策	(3) 男女がともに働きやすい職場環境の整備促進

個別課題2 地域活動等における男女共同参画の推進

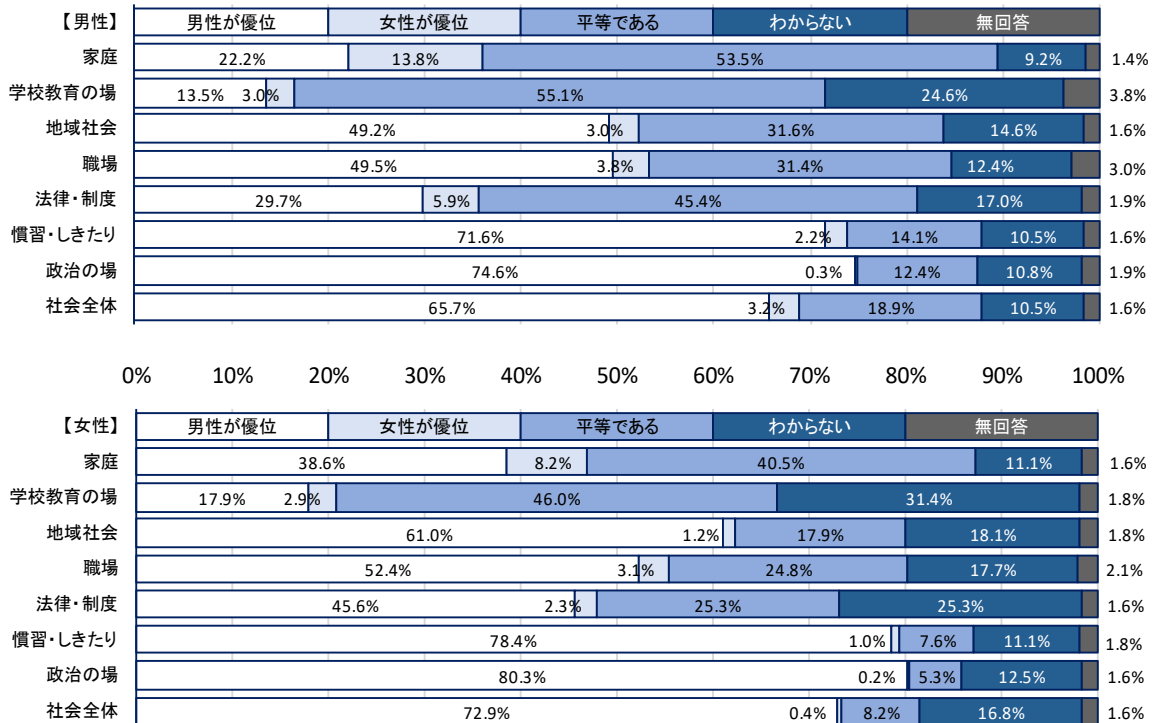
【目標と方向性】

- 多様な人材が地域で活躍し、安心して暮らすことのできる豊かな地域社会の実現のためには、様々な視点から課題を解決するために必要な地域コミュニティの活性化が求められています。地域の多様化する課題やニーズに対応するため、住民自治協議会をはじめ自治会などの地域団体とも連携を図り、男女共同参画を推進する必要があります。
- 地域活動における様々な活動内容の企画立案・方針決定の場において、あらゆる世代の男女が、互いを尊重しながら参画できる環境の整備促進が重要です。
- 女性も中心的な役割を果たしていけるよう、地域活動への参画に意欲のある女性の発掘、育成支援を図る必要があります。
- 地域防災については、男女共同参画の視点に立った防災対策の充実を図るとともに、日頃から女性が地域の担い手として参画し、活躍できるよう取組を進めます。
- 近年、若い女性の大都市圏への転入超過が増大していますが、その背景には、地域に根強く残る固定的な役割分担意識が女性の居場所と出番を奪っていることなどが挙げられており、女性にとって魅力的な地域であること、十分な所得とやりがいのある仕事ができ、家族と共に暮らしやすい地域社会の構築のため男女共同参画の取組を進める必要があります。

【現状と課題】

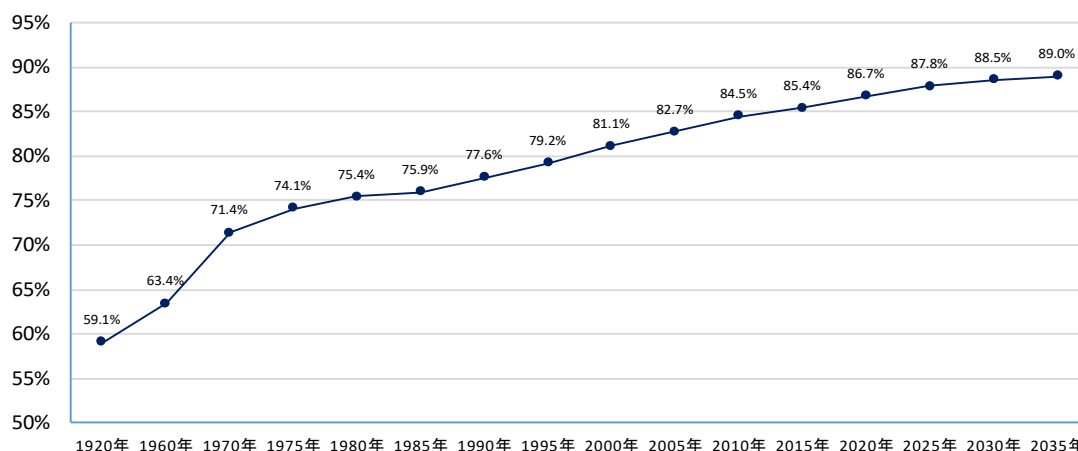
(ア) 地域において、自治会、町内会、防災・防犯活動、環境活動、PTA、子ども会などの活動を実質的に支えているのは女性である場合が多いですが、組織の長には男性が就くといった実態があるなど、慣習やしきたりなどにより特定の性や年齢層で地域の方針決定がされている傾向が見られます。

各分野における男女の平等感(令和2年度市民意識と実態調査)



(イ) 超高齢社会の到来や人間関係の希薄化、核家族世帯の増加等、社会状況の変化が進む中、市民にとって身近な生活の場である地域社会は、男女が互いに担わないとその活動が立ち行かない状況となってきました。

親族世帯数に占める核家族世帯数の比率の推移(全国)



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2016年版」及び「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2013(平成25)年1月推計)を元に総務省市町村課にて作成。

※2015年以降は非親族世帯を含む一般世帯数に占める核家族世帯数の比率を示した。また、2015年以降は推計値。

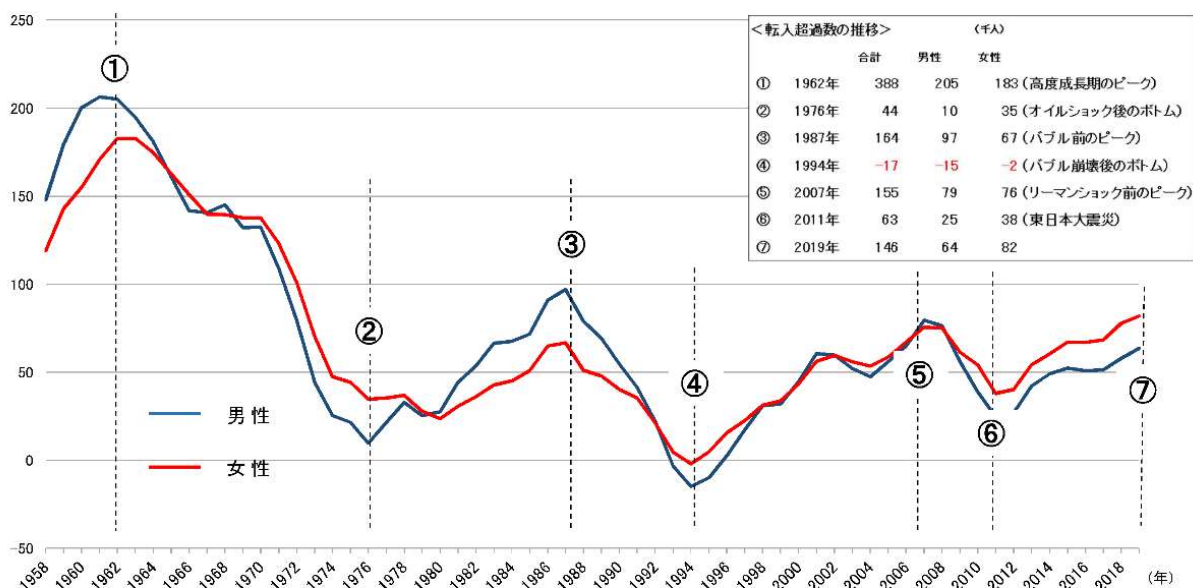
(ウ) 高度経済成長期を支えてきた団塊の世代を中心として、仕事にまい進してきた男性は、退職後において、地域活動になかなか参加できない傾向があります。

(エ) 若い世代にも、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の存在があることを踏まえ、性別に関わらず自分自身が主体的に活動できる意識づくりへの支援が必要と考えます。

(オ) 若い女性の大都市圏への転入超過が年々増大していることを踏まえ、女性にとって魅力的な仕事の間をつくり、個別の希望に応じて仕事と家庭を両立することができ、個性と能力を十分に発揮できる地域社会づくりが地方の創生にもつながるといわれています。

転入超過数(千人)

東京圏の転入超過数(対地方圏)の推移[男女別]



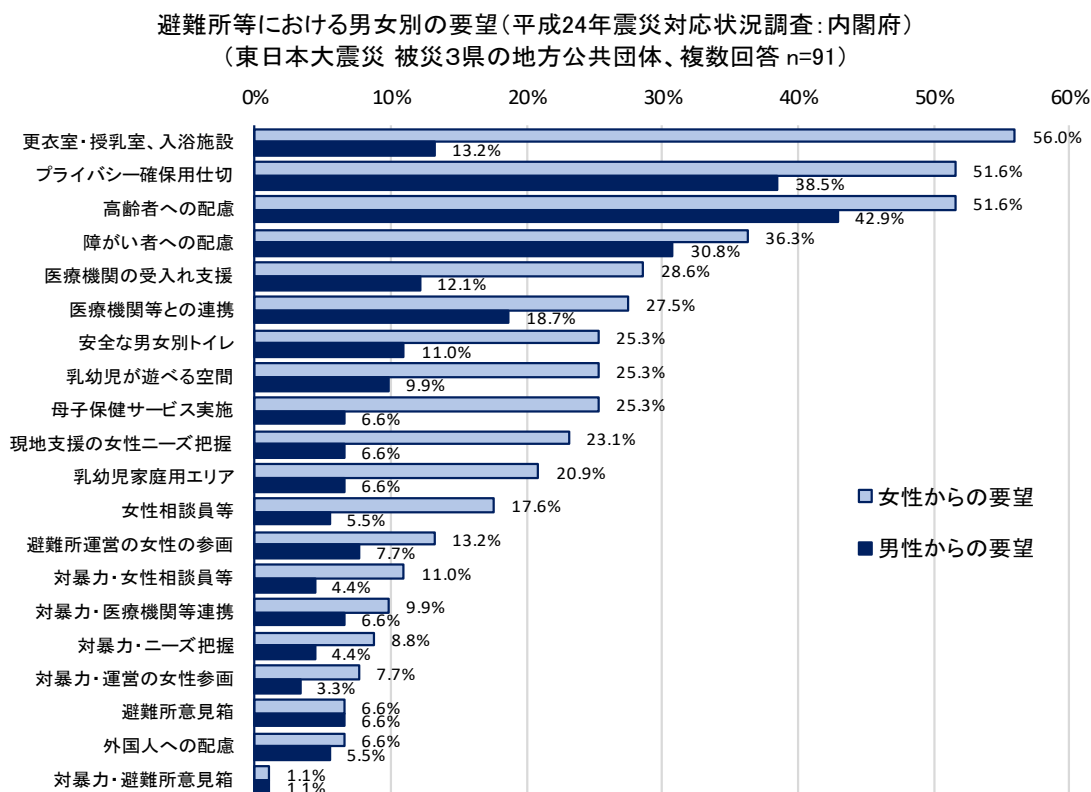
(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」より国土政策局作成

(備考) 東京圏は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を、地方圏はそれ以外を指す

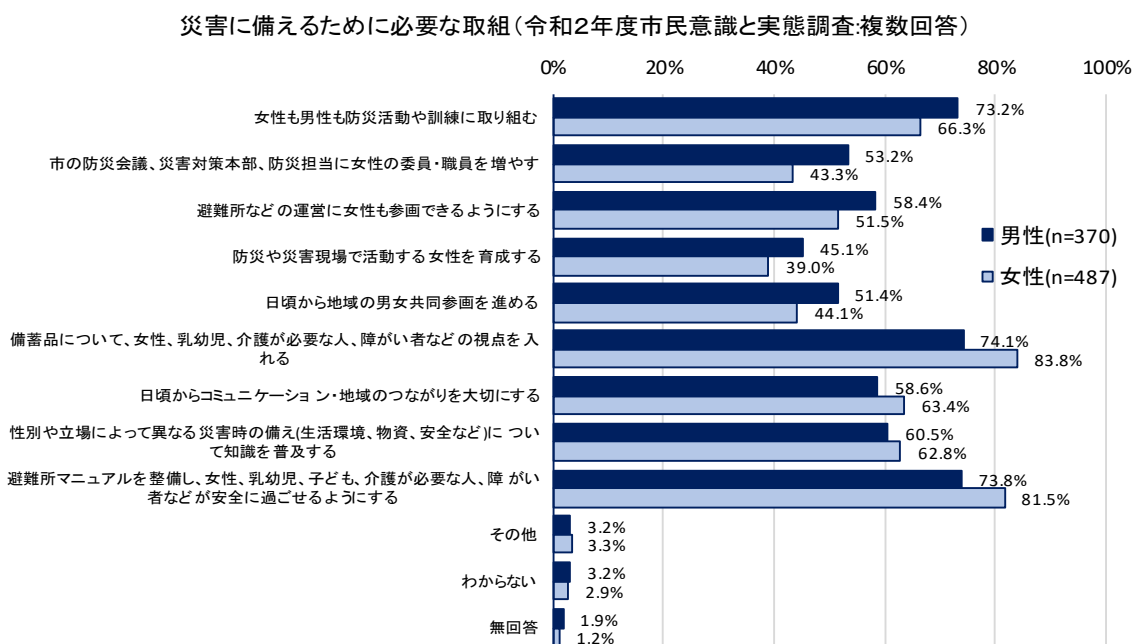
(カ) 地域で活動している女性に関する情報の収集が難しく、地域活動等に関心のある女性に向けたロールモデルとなる活躍事例の情報発信のための取組が必要と考えます。

(キ) 近年、全国各地で豪雨や大地震などの大規模災害が多発しており、本市においても、令和元(2019)年10月に甚大な台風災害に見舞われました。過去の災害発生時には、家事や育児、介護等の家庭の責任が女性に集中しています。また、女性や子どもを狙った犯罪が増加するなどの問題も明らかになっています。

(ク) 様々な自然災害が発生する中で、性別の違いによって災害から受ける影響が異なることから、男女共同参画の視点に十分配慮された災害対応が行われることが、災害に強い地域の実現につながります。



(ケ) 地域防災は、男女が協働し、意思決定することの意義が見えやすい分野であることから、地域における男女共同参画を推進するにあたり、効果的な導入のポイントになると考えられます。



基本施策	(4) 住民自治協議会、区、自治会等への女性の参画の促進
基本施策	(5) 地域防災・復興における女性の参画拡大
基本施策	(6) 女性の社会活動への参画促進

個別課題3

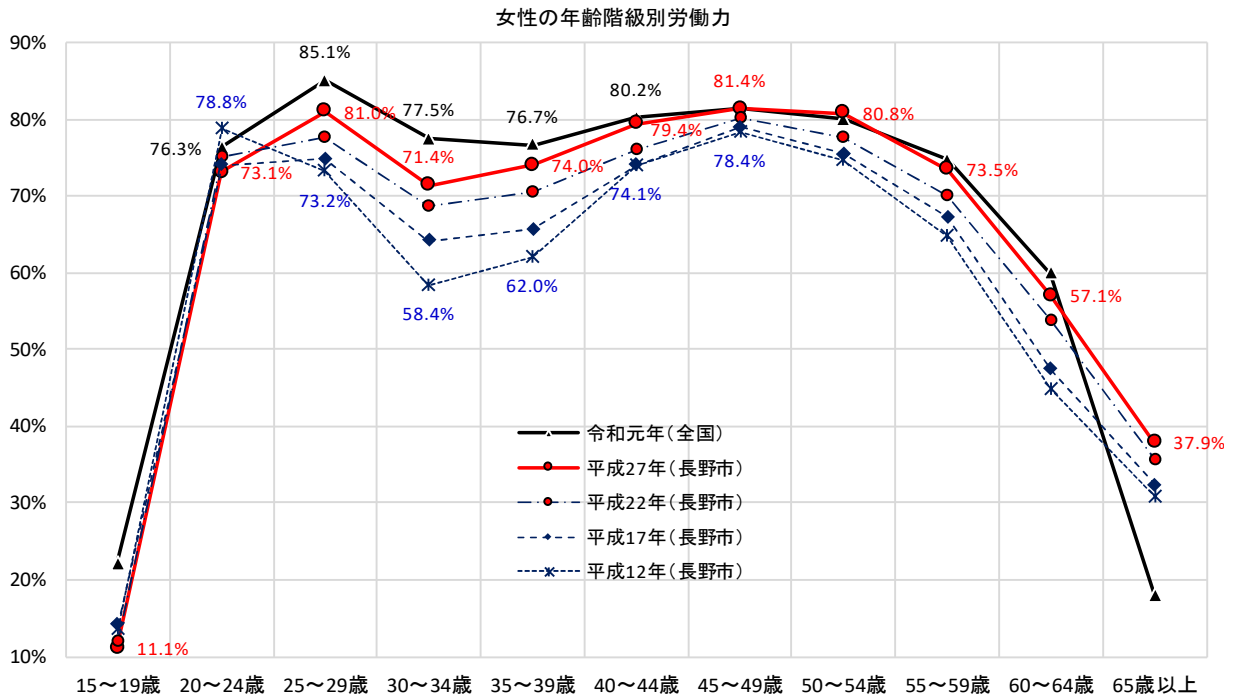
働く場等における女性活躍の推進【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

【目標と方向性】

- 企業における女性活躍推進とダイバーシティ&インクルージョンの浸透は、人口減少が深刻化する時代の大きな変化の中で、多様な視点によってイノベーションを促進するとともに活力をもたらすことにつながり、持続的な成長のために不可欠です。
- これまで、男女が対等な立場で働くための法律の整備は進んでいますが、男女の固定的な性別役割分担意識等を背景に、家事や育児、介護等の家庭責任の多くを女性が担っている実態があり、その個性と能力を十分に発揮することが困難な状況になっています。
- 働く場等において、女性をはじめとする多様な人材が活躍しやすい環境づくりを促進するとともに、より多くの女性が、リーダーとしての自覚と自信をもって能力を発揮できるよう、能力の向上やキャリアアップの支援を行います。
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、良好な職場環境が維持・確保される必要があることから、職場におけるハラスメントの防止に向けた支援に取り組みます。
- 移住や定住、地域おこし協力隊などで農林業との関わりを志向する都市部の女性が増えています。女性の農林業への関わり方は多様化しており、それぞれの形態に応じたきめ細かな支援が必要であり、女性の経営への参画を推進するとともに、女性が働きやすい環境の整備に取り組む必要があります。

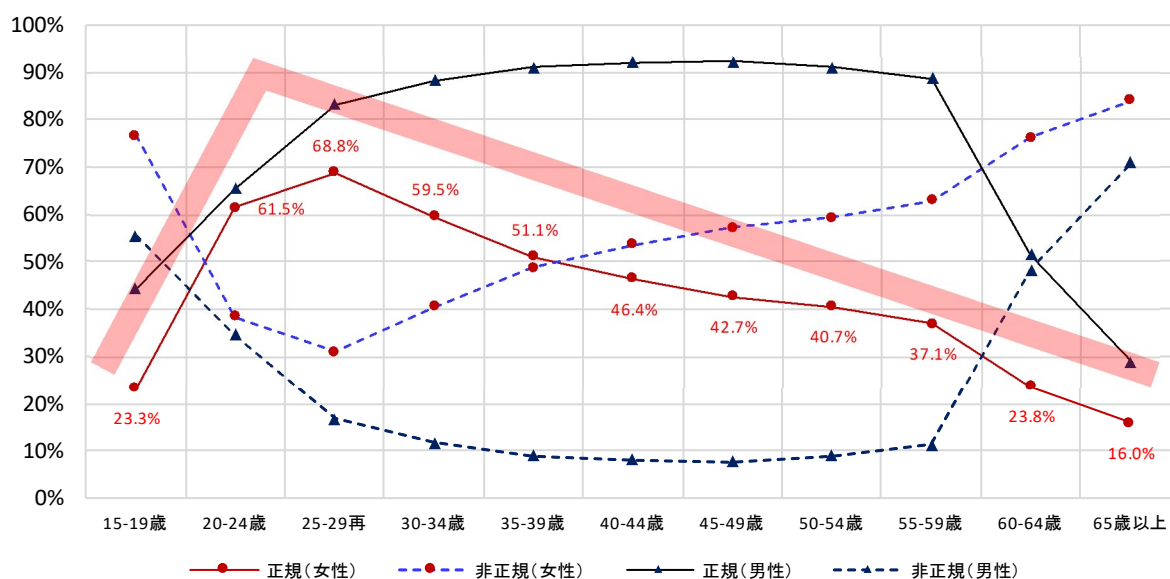
【現状と課題】

(ア) 女性の労働力率が結婚・出産前に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」の解消が課題とされてきましたが、女性の就業率が年々向上し保育の受け皿整備などの両立支援施策を背景にM字の底が浅くなりつつあります。



(イ) 女性の就業状況では、正規雇用で働く女性の比率が20歳代後半をピークとして、その後、低下を続ける「L字カーブ」という新たな課題が提起されています。

15歳以上就業者の正規・非正規構成比率(2019年 年齢階層別)(全国)



(ウ) 女性の働き方は、依然としてフルタイムの正規雇用とパートタイムの非正規雇用の二極化が見られ、出産・育児・介護等との両立、配偶者(特別)控除の範囲内での働き方の選択等により、非正規雇用を選択する女性が多いと考えられます。

(エ) 働き方改革関連法の成立に伴い、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等の取組が推進されていますが、中小企業においては、人的に余裕がないことなどから、その取組が進んでおらず、中小企業が意欲を持って取り組む仕組みづくりや、具体的な支援が求められています。

(オ) 労働の場と生活の場が同じ場合が多い、農林水産業や自営業等の家族経営においては、女性の労働に対する評価が適正とはいえないとの指摘もあります。女性が対等なパートナーとして経営等に参画しながら、働きやすい環境を整備していくことが必要です。

(カ) 企業における女性管理職の割合は低い状況であることから、女性登用の推進に向けて、女性自身がリーダーとしての自覚を持つための開発を図るとともに、キャリアアップできる環境整備を進めることが重要です。

(キ) 企業におけるセクハラ対策は進んできていますが、マタハラやパワハラ等への対策は、未対応の企業が多い状況にあるため、企業への理解促進や、ハラスメント防止策に向けた支援が必要と考えられます。

基本施策	(7) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保
------	---------------------------

基本施策	(8) 女性活躍推進法に基づく事業所の取組支援
------	-------------------------

基本施策	(9) 働く場におけるハラスメントの防止
------	----------------------

基本施策	(10) 女性の就労支援
------	--------------

基本施策	(11) 女性の起業支援
基本施策	(12) 農業や自営業等における男女共同参画の推進
基本施策	(13) 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進

個別課題4

仕事と生活の調和の促進【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

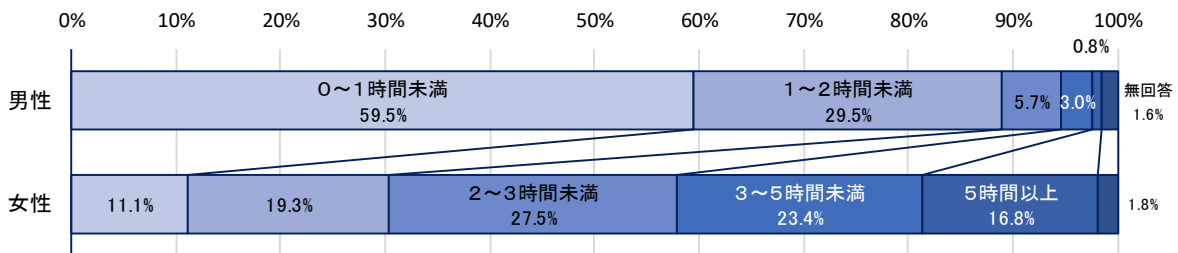
【目標と方向性】

- 核家族化や共働き世帯の増加等により人々のライフスタイルが多様化しており、誰もが充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活や地域活動等のバランスを取りながら、個々の状況に応じた多様な生き方を選択することが大切です。
- 女性が、結婚、出産・育児などのライフイベントを経ても、希望する働き方を選択できるよう、女性の就労支援や女性起業家支援、企業の取組支援など、働きたい・働き続けたい女性の活躍推進への支援に取り組みます。
- 性別に関わらず、家事や育児、介護等の家庭生活への積極的な参画を促すための意識改革に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方に向けた取組を進める必要があります。

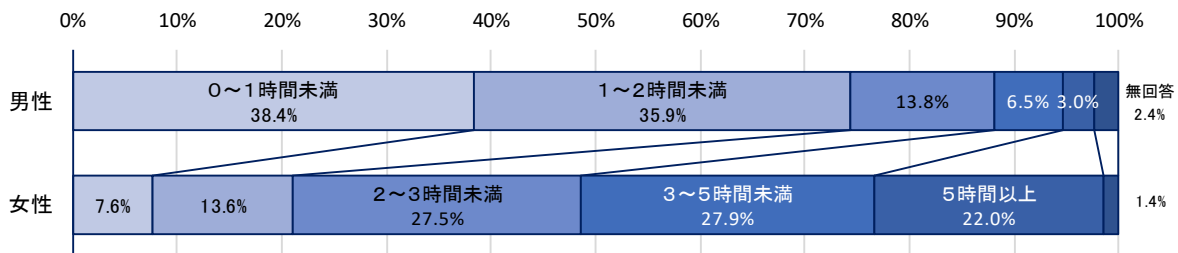
【現状と課題】

(ア) 労働時間の短縮、男性の育児休暇等の取得率向上など制度上の環境整備が進み、男性の意識に一定の変化があると思われませんが、依然として家事や育児、介護等の担い手は女性に偏っている状況があります。

平日の1日あたりの家事従事時間(家事・育児・介護)(令和2年度市民意識と実態調査)

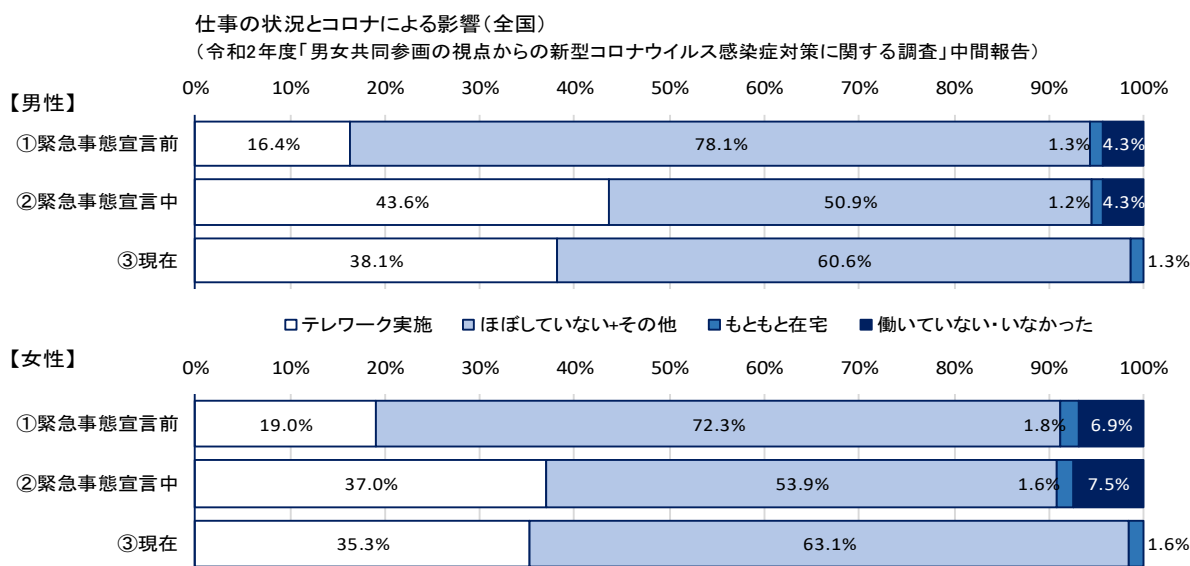


休日の1日あたりの家事従事時間(家事・育児・介護)(令和2年度市民意識と実態調査)



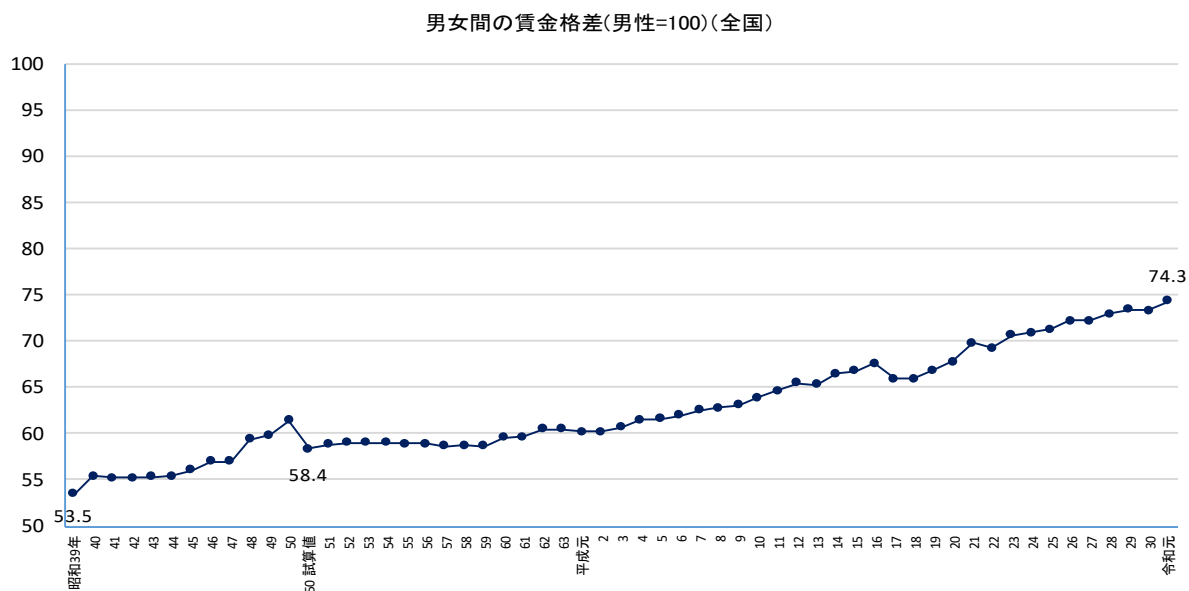
- (イ) 男性の家事や育児、介護等の家庭生活に参画する割合が低いことから、家事や育児、介護等への参画の促進につながる男性の働き方、休み方に関する意識の醸成が必要です。
- (ウ) 男性が育休を取得することが、本人にとっての重要性とともに、組織にとっても多様な人材を活かすマネジメント力の向上や、子育てに理解のある職場づくりの視点をアピールすることで企業のイメージアップにつながります。
- (エ) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多くの企業ではリモートワークの導入やオンラインの活用が進み、その働き方にも変化が表れており、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現が求められています。

(オ) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対策として、時差出勤やテレワーク等の柔軟な運用が行われています。



(カ) 男女共同参画や女性活躍推進に無関心な人への意識啓発に加え、意識の変化が行動の変容につながっていくよう、無関心の割合の高い年代や、それぞれのライフステージに応じた実行力のある取組が必要と考えます。

(キ) 出産・育児等で離職する女性の割合が低下し、女性の労働力率(M字カーブ)は改善傾向にあります。が、女性は非正規職率が高く、雇用の安定性や継続性、賃金、キャリア形成など、実質的な男女格差は未だ大きい状況です。



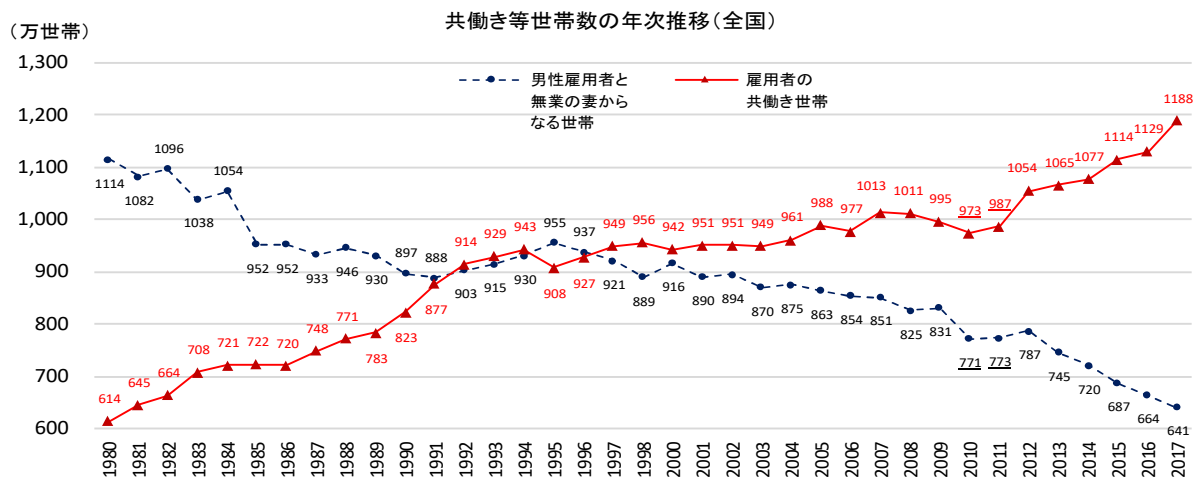
資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注1)産業計、企業規模計、学歴計、年齢階級計の所定内給与額。

(注2)1975年以前は民営及び国・公営の事業所の集計、76年以降は民営の事業所の集計。75年については、時系列比較用の試算値(76年と同じ調査対象で特別集計されたもの)が計算されている。表では、75年の公表値に加えてこの試算値を掲載した(表の1975年の下段の()内の数値)。

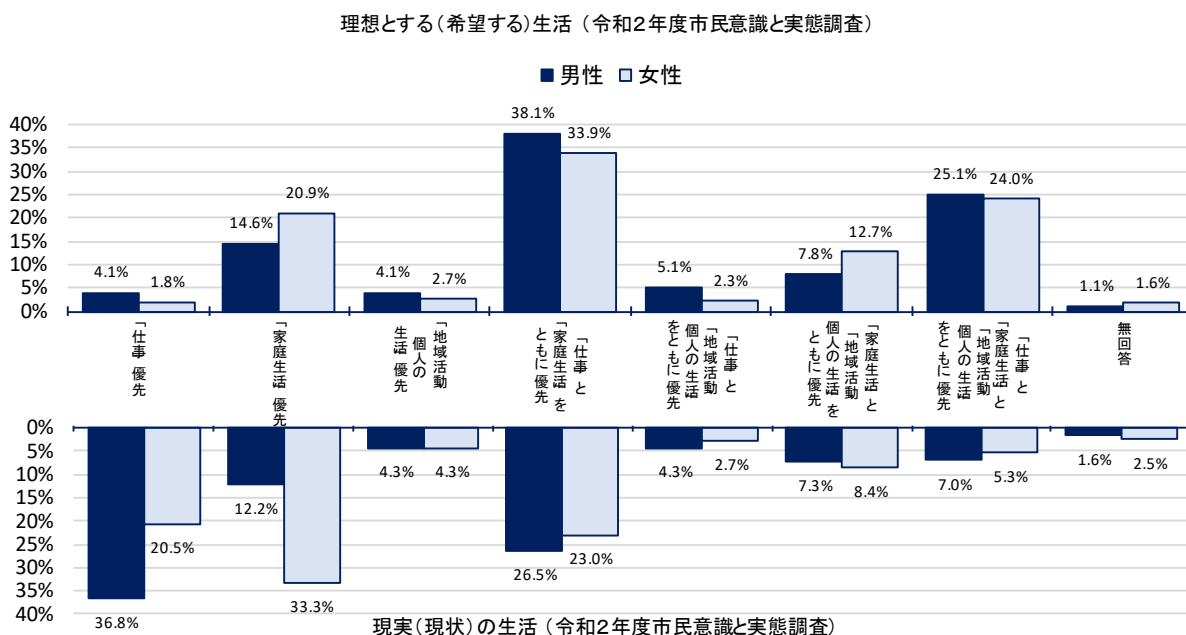
(注3)1972年以前はサービス業を除く産業計。

(ク) 夫、妻ともにフルタイム就労の共働き世帯は増え続けています。超高齢社会の進展から介護による時間制約を抱える人も増加することから、家事や育児、介護等の両立に向けた環境づくりの重要度が高まっています。



資料: 1980～2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査(詳細集計)(年平均)」
 (注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 3. 2010年及び2011年の[]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
 4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

(ケ) 本市の「男女共同参画に関する市民意識と実態調査」結果では、自身が「理想とする(希望する)生活」と「現実の生活」への意識では、男性は「『仕事』優先」、女性は「『家庭生活』優先」が最も多く、理想とする「『仕事』と『家庭生活』をともに優先」する生活の実現には至っていません。



(コ) 男女共同参画に積極的に取り組む企業に対して、インセンティブの付与や公共調達を通じた取組の後押しが必要です。

(サ) 男女共同参画への取組が進んでいない企業に向けて、男女共同参画や女性活躍の推進、働き方改革に関するノウハウや各種支援制度、ロールモデルとなる企業の実践事例などを発信し、その取組を促す必要があります。

基本施策	(14) 職業生活と家事や育児、介護等の家庭生活との両立に向けた環境づくり
基本施策	(15) 男女がともに働きやすい職場環境の整備促進
基本施策	(16) 男性の育児休業の取得の促進
基本施策	(17) 男性にとっての男女共同参画の推進
基本施策	(18) 子育てや介護等の支援の充実
基本施策	(19) 企業における公共調達等インセンティブの付与

主要課題2 安心・安全に暮らせる社会づくり

関連するSDGs



貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
保健	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する
平和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

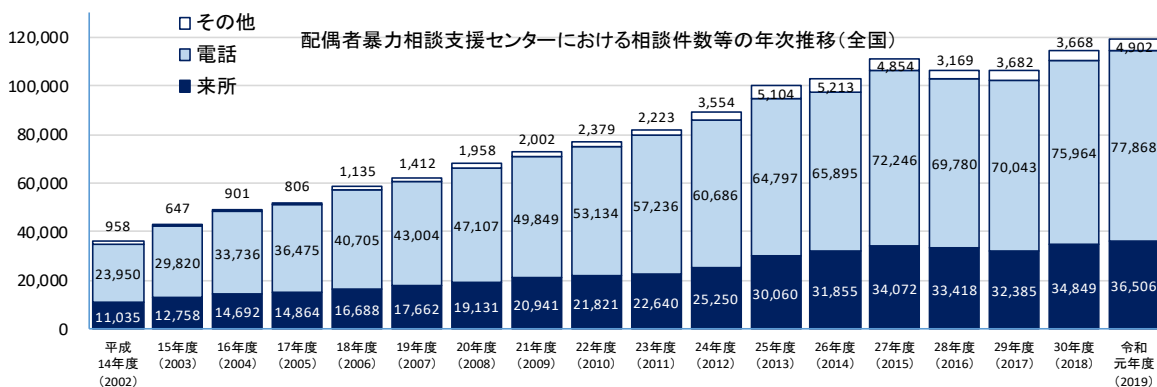
個別課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV防止法に基づく市町村基本計画】

【目標と方向性】

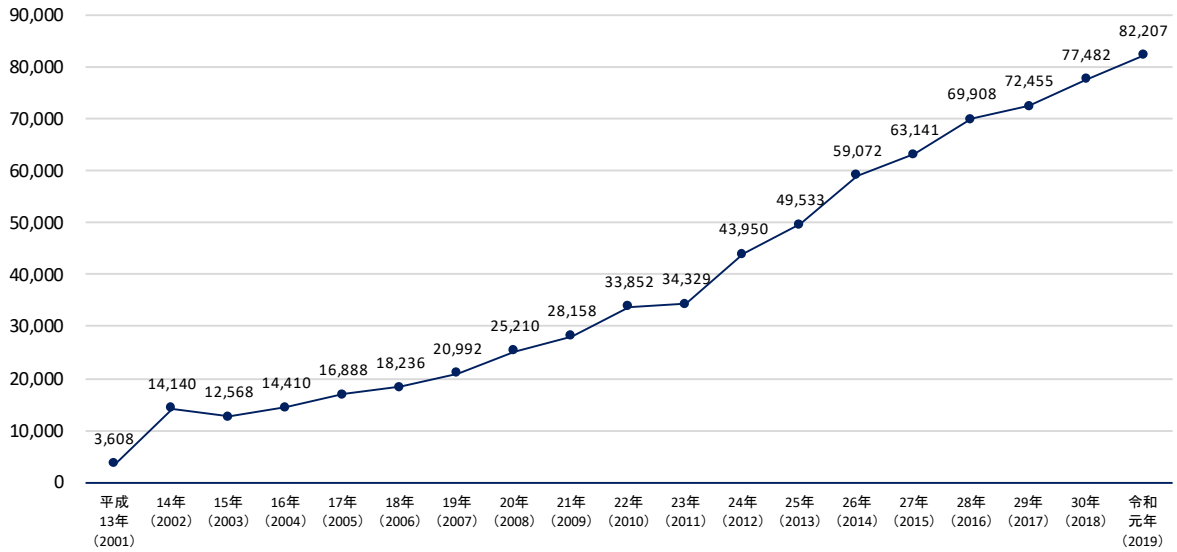
- 男女間等における、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、性暴力等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- 被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、個人の尊厳を害するもので、男女共同参画社会の実現に大きな障壁となっています。
- 性や性別に関わるあらゆる暴力の未然防止と根絶に向けて、社会的な理解の促進と被害者の支援のための相談支援、安全確保、児童虐待等関係機関と連携した対応の強化を図ります。

【現状と課題】

(ア) 全国的に配偶者からの暴力等の認知件数はここ数年高水準で推移しており、普及啓発活動などにより、被害者が顕在化しています。また、DV被害から婚姻関係や交際関係を解消しても、つきまとい等の行為が続きストーカー事件に発展することもあります。

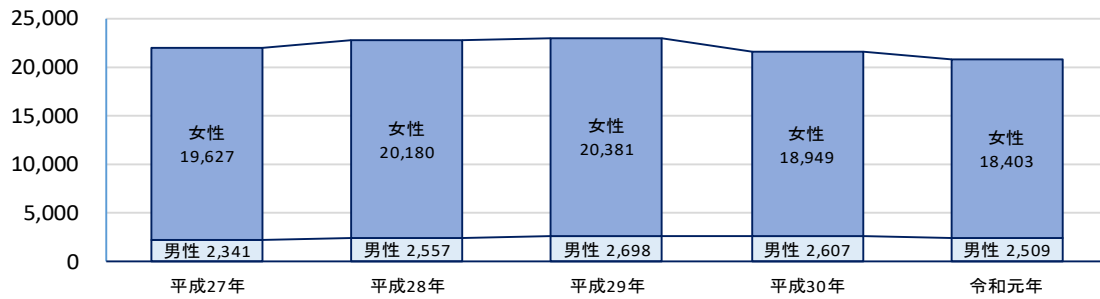


警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数の年次推移(全国)

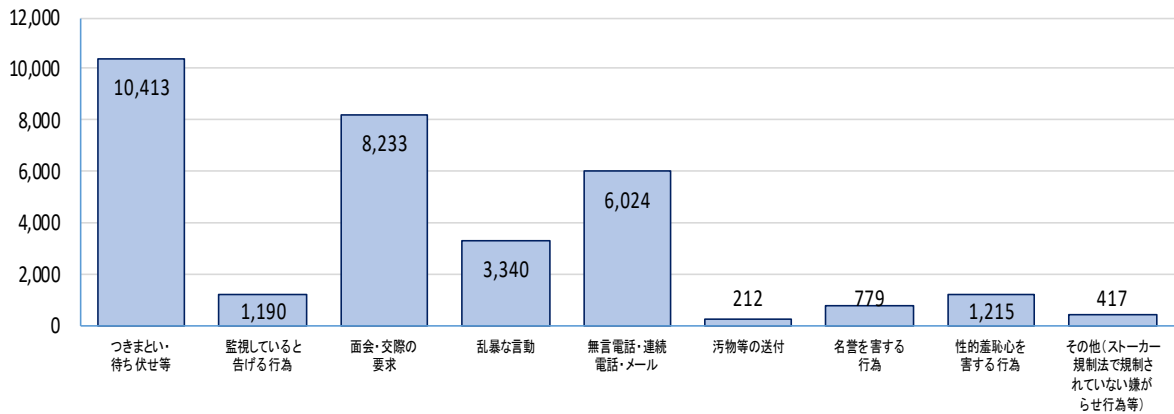


(イ) 近年、ストーカー行為等の被害が深刻な社会問題となっており、SNS等のコミュニケーションツールの広がりにより、女性に対する暴力が多様化、複雑化するとともに、その被害者の低年齢化が進んでいます。

令和元年度 ストーカー事案の被害者の性別(警察庁Webサイト:相談等件数の内訳)

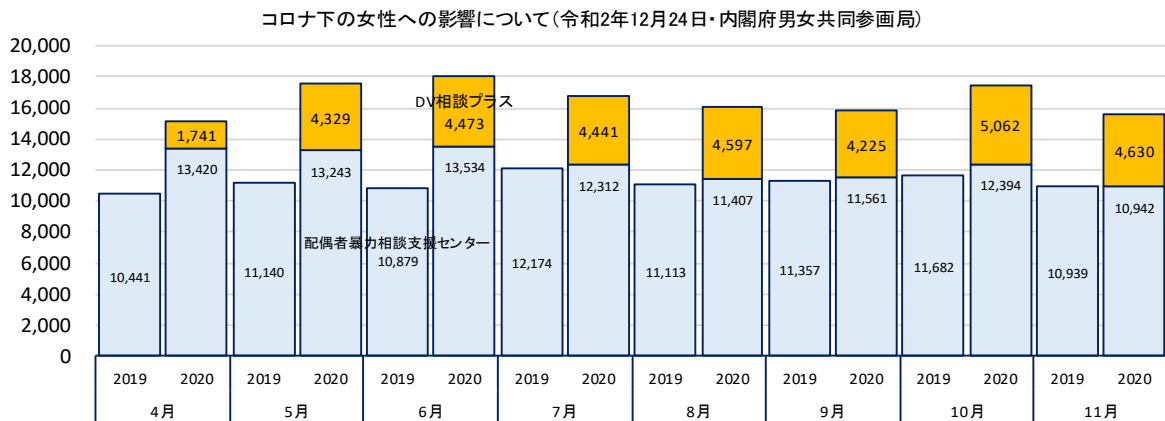


令和元年度 ストーカー行為形態別発生状況(警察庁Webサイト:相談等件数の内訳)



(ウ) DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われることもあり、DV被害者が加害者に対する恐怖心から子どもへの暴力を制止できなくなるなど、児童虐待と深く関連し、虐待が深刻化する場合もあります。

(エ) 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、外出自粛や在宅勤務、休業や失業が増加したことによる社会的な閉塞感も高まっています。家庭内の暴力の増加や深刻化が見られるようになり、女性に対する暴力の助長が懸念されています。



(オ) 配偶者等に対する暴力は決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、本市の実態に即した相談支援や啓発事業の促進が求められています。

(カ) 暴力の未然防止には、若い世代への理解促進が必要であり、若年層に身近なSNS等を活用して、相談体制の充実も検討する必要があります。

(キ) 加害者は、本人の加害行為に気づきにくく、被害者よりも加害を過小評価することがあることから、加害者更生に関する支援の在り方を検討する必要があります。

基本施策	(20) 女性に対するあらゆる暴力根絶のための広報、啓発の推進
-------------	--

基本施策	(21) DV被害者に対する相談体制の整備、充実
-------------	---------------------------------

個別課題6

困難を抱える女性が安心して暮らせる支援と多様な性の尊重

【目標と方向性】

- 高齢や外国籍、ひとり親家庭、引きこもり、障害があることなど複合的に困難な状況に置かれている女性は、経済社会における男女の格差や慣行・慣習等を背景とした性差による偏見によって、貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況にあります。
- 人生100年時代を迎え、すべての女性が生涯を通じて健康で豊かな生活を送ることができるよう、生活上の困難を抱えている方がその状態から早期に脱し、安心・安全な生活環境で暮らすための支援を行うとともに、他機関との連携強化促進と就労支援や能力向上のための機会確保を図ります。
- 多様な性を認め合う社会の実現のため、市民が性的志向や性自認に関する正しい理解と認識を深め、社会全体で多様な性を尊重する環境づくりを進めます。

【現状と課題】

- (ア) 男女の経済的な状況の違いなどから、女性は貧困などの生活上の困難に陥りやすい傾向があります。
- (イ) 高齢や外国籍、若年無業者や非正規職シングル、ひとり親家庭、障害があるなど社会的な困難を抱えている方は、女性であることによって更に複合的に困難を抱える場合があります。

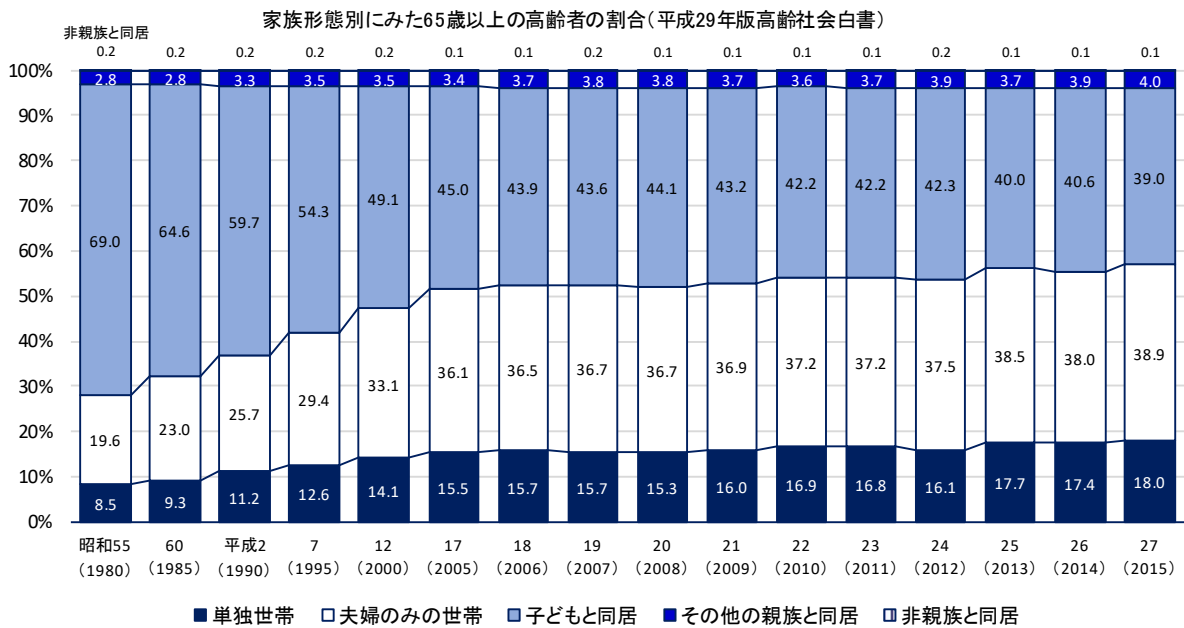
母子世帯と父子世帯の状況(厚生労働省 平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要)

	母子世帯		父子世帯	
1 世帯数[推計値]	123.2万世帯 (123.8万世帯)		18.7万世帯 (22.3万世帯)	
2 ひとり親世帯になった理由	離婚	79.50% (80.80%)	離婚	75.60% (74.30%)
	死別	8.00% (7.50%)	死別	19.00% (16.80%)
3 就業状況	81.80% (80.60%)		85.40% (91.30%)	
就業者のうち 正規の職員・従業員	44.20% (39.40%)		68.20% (67.20%)	
うち 自営業	3.40% (2.60%)		18.20% (15.60%)	
うち パート・アルバイト等	43.80% (47.40%)		6.40% (8.00%)	
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	243万円 (223万円)		420万円 (380万円)	
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	200万円 (181万円)		398万円 (360万円)	
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	348万円 (291万円)		573万円 (455万円)	

※()内の値は、前回(平成23年度)調査結果を表している。

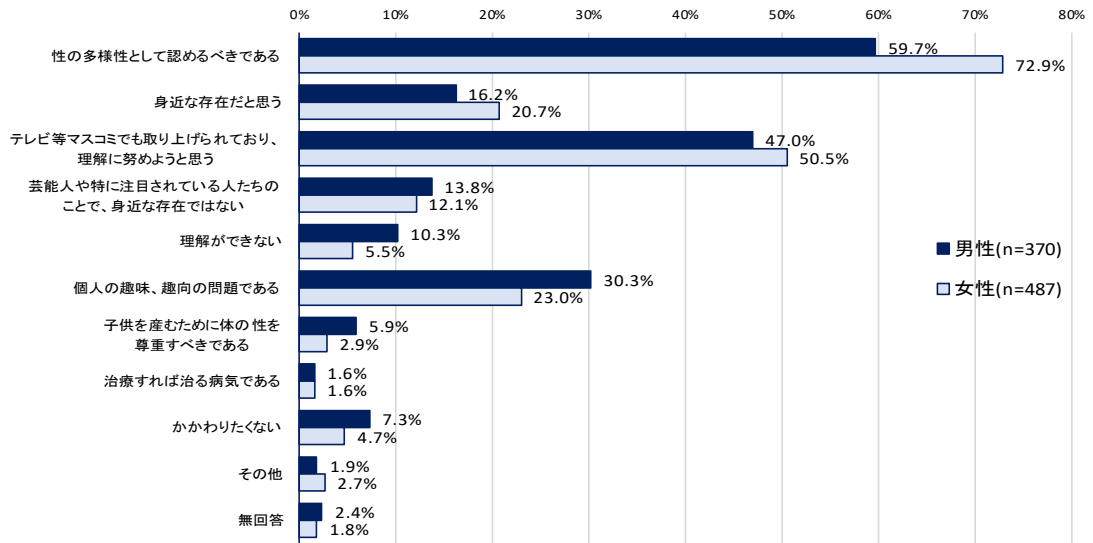
※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。



- (ウ) 新型コロナウイルス感染症感染拡大により、社会的に弱い立場にある方に深刻な影響をもたらしています。特に、非正規職の女性は雇用環境が不安定で収入も低く、シングルやひとり親世帯などにおいては、経済的な影響がより深刻化しやすくなっています。
- (エ) 非正規職シングルの女性は就職氷河時代に多く、不本意にも非正規職に就いている割合が高いとされています。また、単身の高齢者も増加を続けており、特に単身の高齢女性は収入が低い傾向にあります。
- (オ) 男性の場合は、地域における人間関係の希薄さや容易に援助を求めにくい意識から、経済的な生活困難に加えて、地域社会における孤立に陥りやすいとされており、男性の意識やライフスタイルにも配慮した支援が求められています。
- (カ) 外国人は、言語、生活習慣、文化や価値観などを背景に、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることによって更に複合的な困難に置かれていることがあり、多言語による情報提供や相談体制の整備が求められています。
- (キ) 障害があること、性的志向や性自認に関することなどを理由に社会的困難を抱えている方は、偏見を背景に困難を抱えることがあることから、正しい理解を広め、社会全体で多様性を尊重する環境づくりが求められます。
- (ク) 性的マイノリティへの誤解や理解不足から生じる偏見や差別を恐れてカミングアウトしていない人も多いとされ、可視化されにくい状況にあります。周囲の差別や偏見を解消するためには、正しい知識を身につけ、理解を深める取組を進めるとともに、当事者への支援も求められています。

性的少数者への考え方やイメージ（令和2年度市民意識と実態調査：複数回答）



基本施策	(22) ひとり親家庭への支援
------	-----------------

基本施策	(23) 高齢者・外国籍・障害者への支援
------	----------------------

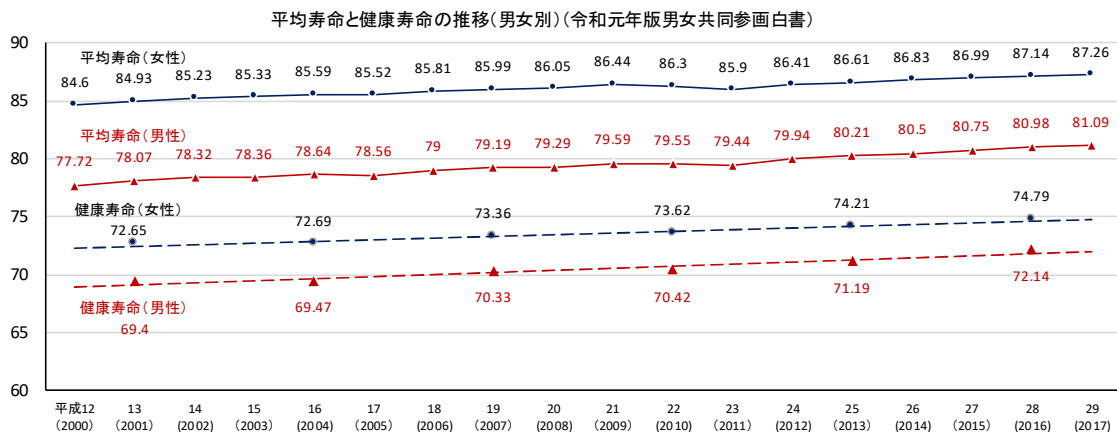
基本施策	(24) 性の多様性の理解促進
------	-----------------

【目標と方向性】

- 女性も、男性も自らの身体について正しく理解し合い、互いを尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の実現に不可欠です。
- 生涯にわたる健康保持の実現のため、それぞれのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実が求められています。
- 特に女性は、思春期から妊娠・出産、更年期、高齢期など人生の各段階において変化が大きく、男性とは異なる特有の健康課題があることから、心身の適切なサポートが得られるよう支援します。
- 女性が自らの意思で妊娠・出産を選択し、健やかに社会で暮らすことができるよう、若い世代への性に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

【現状と課題】

- (ア) 健全な家庭や職場環境づくりのため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の理念を踏まえ、男女が共にその健康状態に応じて適切に自己管理することができるような支援体制の整備が求められます。
- (イ) 男女ともに生涯を通じて健康を保つために、がんの予防・早期発見のための検診率の向上、更年期の男女の健康問題や不定愁訴等への対応が必要であり、ストレス等によるうつ病の発症等こころの健康や、薬物・アルコール依存への対応、喫煙による健康への影響なども問題になっています。
- (ウ) 女性は、妊娠や出産をする可能性があることから、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。近年、女性の就業率の増加、生涯出生数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長などライフサイクルが変化しており、これらを踏まえた支援が必要と考えます。
- (エ) 男女ともに平均寿命が延びているなかで、健康寿命との差は大きな開きがあります。人生100年時代の安心の基盤である健康の実現に向けて取り組んでいく必要があります。








基本施策	(25) 女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり
------	---

基本施策	(26) 妊娠・出産期を中心とする健康の保持増進のための支援
------	--------------------------------

基本施策	(27) 更年期、高齢期の健康の保持増進のための支援
------	----------------------------

主要課題3

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

関連するSDGs		教育	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
		ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
		不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する
		平和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
		実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

個別課題8

男女の人権を尊重する市民意識の醸成

【目標と方向性】

- 男女が互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、男女共同参画に対する認識を深め、定着していくことが重要です。
- 固定的な性別役割分担意識の改善は進んでいるものの、依然として性差に関する偏見・固定観念や、無意識の思い込みは根強く残っており、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっています。この意識から脱却し、男女共同参画の理念を根付かせるため、学習や広報・啓発活動の充実を図ります。
- 性別役割分担意識や性別にまつわる困難など男女共同参画にかかる市民意識やその実態について調査・研究を行い、市民への効果的なアプローチを検討します。
- 本市における男女共同参画推進の拠点である長野市男女共同参画センターの機能充実に努め、本市の男女共同参画における取組を推進します。
- ジェンダー平等への取組に関する国際社会の動向や、諸外国の女性の状況等について理解を深めるとともに、地域において性別や国籍にかかわらず多様な文化、生き方が尊重されるよう、学習機会の提供等を進める必要があります。

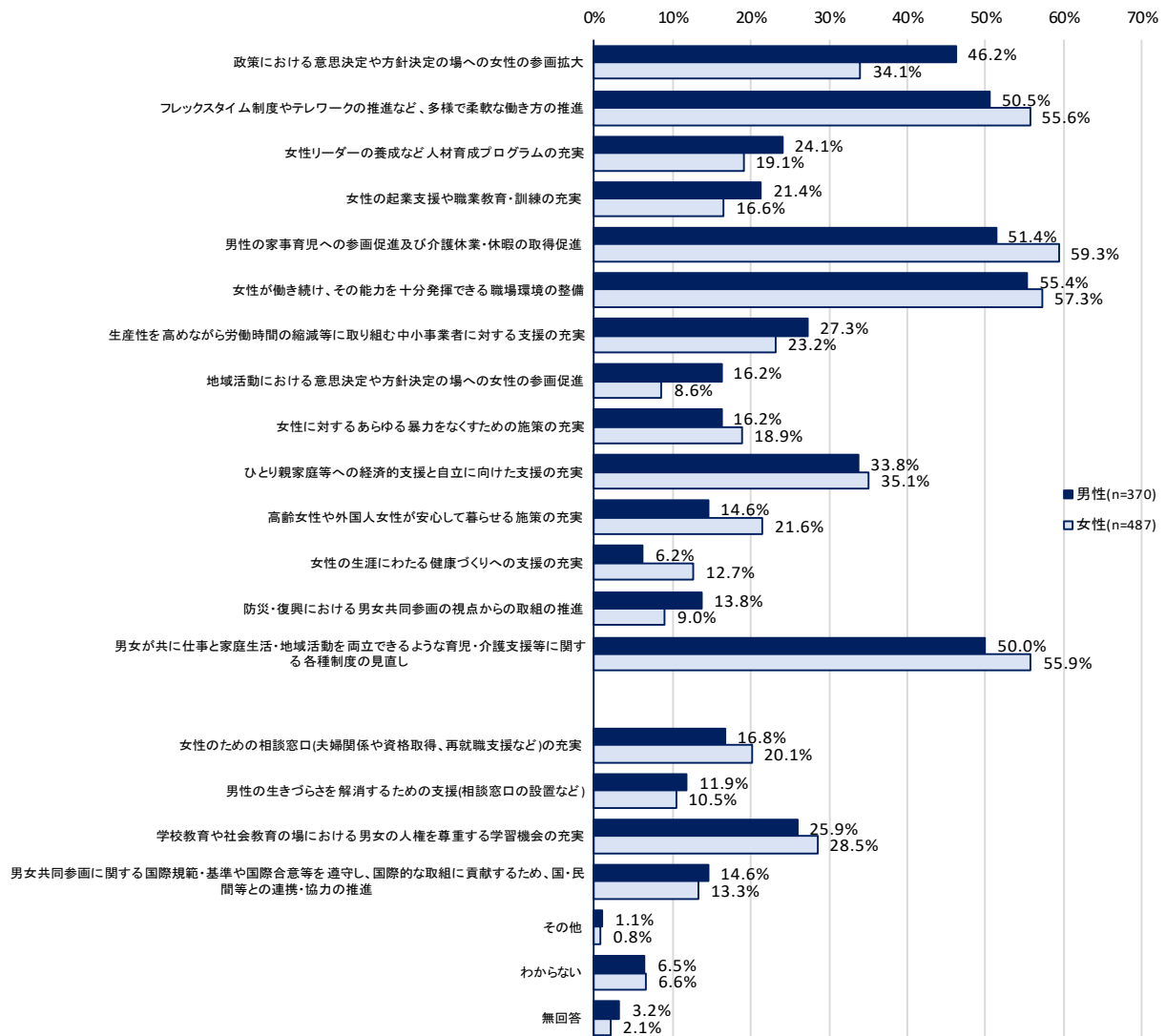
【現状と課題】

(ア) 「男は仕事、女は家事・育児」といった考え方に反対する市民の割合は、緩やかながらも着実に増えていますが、肯定的な意識に下げ止まりの傾向がみられます。多くの世代に固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が存在すると考えられており、無意識のうちに性別による

差別が生じるおそれが指摘されています。

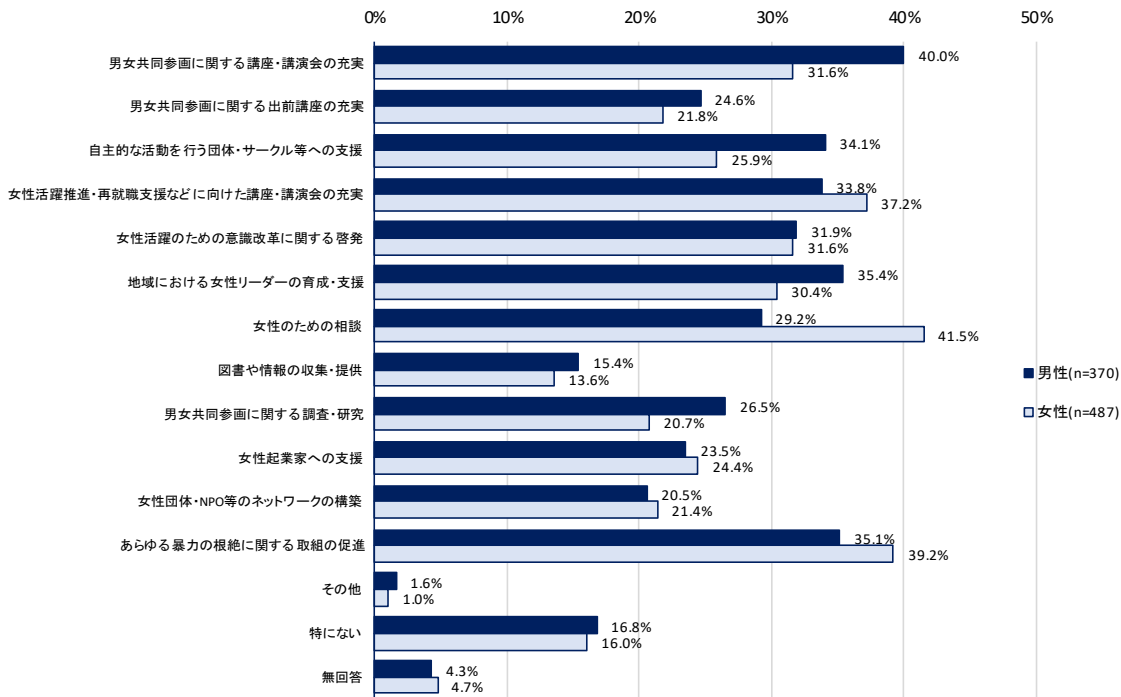
- (イ) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は、幼い頃から長い期間を経て形成されがちであるとも言われていることから、学校での教育や、若年層に向けた啓発に取り組み、性別による固定観念が生じないようにしていく必要があります。
- (ウ) 未来を担う子ども達が、男女共同参画を正しく理解し、無意識のうちに実践できる大人に成長できるよう、長期的な視野に立って、学校や家庭における教育・啓発に努めるとともに、生涯を見通したキャリア教育の推進が極めて重要です。
- (エ) 社会全体の機運を醸成するため、家庭、地域、職場、学校、メディア等あらゆる場を通して、幼児から高齢者まで幅広い層をターゲットに、男女共同参画を親しいやすく、分かりやすいものとする取組が必要と考えます。

男女共同参画社会の実現のため行政が重点的に取り組むべき事柄(令和2年度市民意識と実態調査:複数回答)



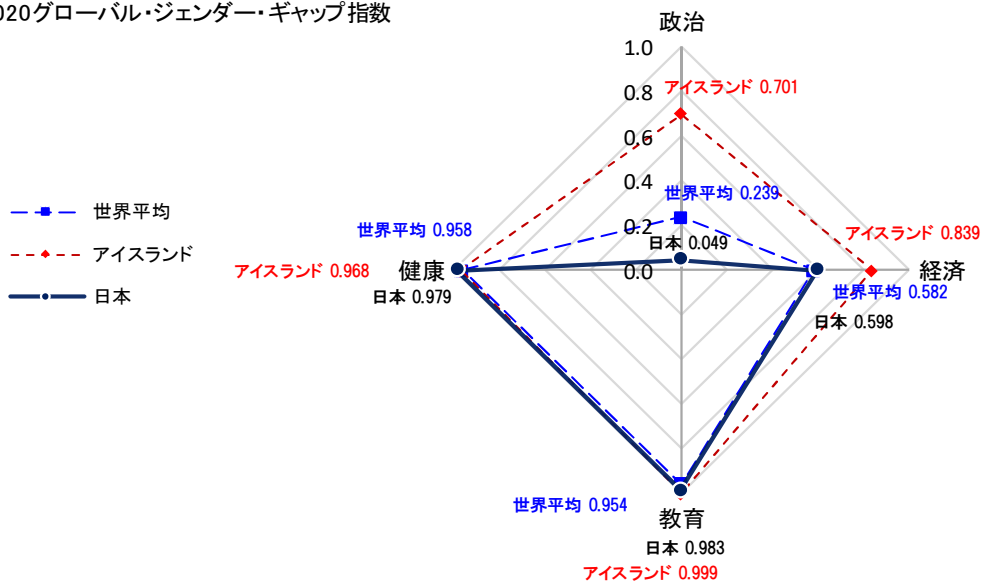
(オ)「長野市男女共同参画センター」は、市の男女共同参画・女性活躍を推進する市民活動の拠点として、市民や企業の啓発、地域活動や市民活動の支援、様々な情報発信に努めるとともに、効果的・効率的な事業の企画立案など総合的な企画調整機能を強化する必要があります。

「長野市男女共同参画センター」に期待する役割（令和2年度市民意識と実態調査：複数回答）



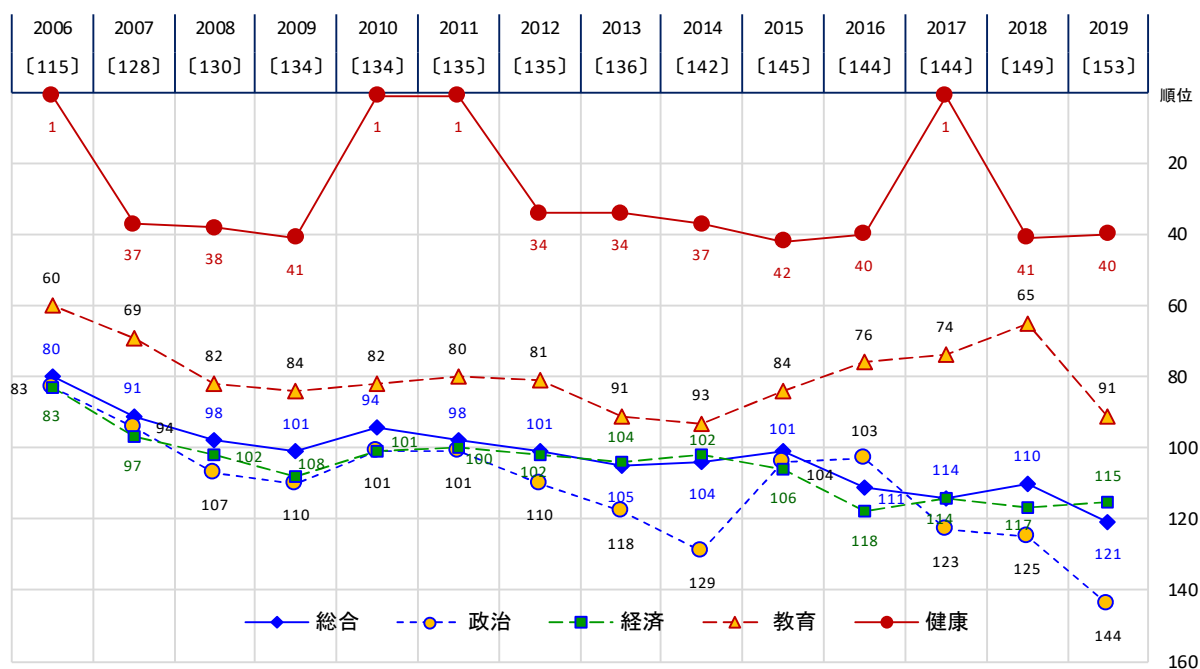
(カ) 男女共同参画に関する市民の国際理解を深めるため、国際的なジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策へ反映するとともに、国際社会の動向について情報収集を図り、学習機会の提供等により理解の促進を図る必要があります。

2020グローバル・ジェンダー・ギャップ指数



日本のグローバル・ジェンダー・ギャップ指数の推移(順位)

上段: 西暦
下段: [調査国数]



基本施策	(28) 男女共同参画、女性活躍推進のための意識啓発
基本施策	(29) 男女共同参画センターにおける取組の推進
基本施策	(30) 子どものころからの男女共同参画を推進する教育の充実
基本施策	(31) 男女共同参画、女性活躍に関する調査・研究
基本施策	(32) 国、県、他自治体、関係団体との連携
基本施策	(33) 中立的な社会制度の確立と慣行の見直し
基本施策	(34) 法律等の周知及び情報の提供
基本施策	(35) 国際社会の動向への理解の促進

第4章 計画推進体制の充実・強化

- 1 計画の進行管理
- 2 推進体制の充実・強化
- 3 指標一覧

資料編

- 関係法令
- 男女共同参画関連年表
- 第五次長野市男女共同参画基本計画策定の経過
- 長野市男女共同参画審議会委員名簿
- 用語解説（五十音順）